

第1問 人権の享有に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 会社は、公共の福祉に反しない限り、政治的行為の自由を有するが、会社による政治資金の寄附は、それによって政治の動向に影響を与えることがあり、国民の参政権を侵害しかねず、公共の福祉に反する結果を招来することとなるから、自然人である国民による政治資金の寄附と別異に扱うべきである。

イ 憲法は、何人も、居住、移転の自由を有する旨を定めており、その保障は、外国人にも及ぶところ、この居住、移転には、出国だけでなく、入国も含まれることから、外国人には、日本から出国する自由に加え、日本に入国する自由も保障される。

ウ 公務員の政治的中立性を損なうおそれのある公務員の政治的行為を禁止することは、公務員に対して政治的意見の表明を制約することとなるが、それが合理的で、必要やむを得ない限度にとどまるものである限り、憲法の許すところである。

エ 我が国に在留する外国人に対し、法律をもって、地方公共団体の長やその議会の議員の選挙権を付与する措置を講じなくても、違憲の問題は生じない。

オ 喫煙の自由は、憲法の保障する基本的人権には含まれず、未決拘禁者に対して刑事施設内での喫煙を禁止することは、拘禁の目的、制限の必要性や態様などについて考察するまでもなく、憲法に違反しない。

1 アイ      2 アウ      3 イオ      4 ウエ      5 エオ

第2問 比例代表選挙により選出された国会議員に除名・離党による党籍の変動があった場合において、当該国会議員がその議員資格を喪失するかどうかについては、これを肯定する説（資格喪失説）と否定する説（資格保有説）がある。次のアからオまでの記述のうち、「この説」が資格保有説を指すものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 「この説」は、比例代表選挙により選出された当時の党籍を保持することを憲法第43条第1項の「全国民を代表する選挙された議員」の要件とする考え方である。

イ 「この説」に対しては、国民が政党に投票する比例代表選挙における民意とかけ離れた結果を生むこととなるとの批判がある。

ウ 「この説」に対しては、憲法第43条第1項の「全国民を代表する」の意味について、議員は、選挙区民が求める個々の具体的な指示に法的に拘束されることなく、自らの良心に基づいて自由に意見を表明し、表決を行う権利を有することを意味するとする考え方と整合しないとの批判がある。

エ 「この説」に対しては、政党と議員との間に命令・服従関係を生じさせる点で問題があるとの批判がある。

オ 「この説」において、一旦選挙により選出された議員は、全てひとしく憲法第43条第1項の「全国民を代表する選挙された議員」であり、特定の選挙人や党派の代表者ではないとされる。

(参考)

憲法

第43条 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

2 (略)

1 アイ      2 アウ      3 イオ      4 ウエ      5 エオ

第3問 次の対話は、違憲審査権に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

教授： 憲法第81条には、「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。」と規定されていますが、下級裁判所も違憲審査権を有していますか。

学生：ア 憲法第81条の明文上は、「最高裁判所」と規定されていますが、下級裁判所も違憲審査権を有しています。

教授： それでは、憲法第81条には、違憲審査の対象として、裁判所のする「判決」が明文で規定されていませんが、判決も違憲審査の対象となりますか。

学生：イ 判決も「処分」の一種として、違憲審査の対象となります。

教授： 違憲審査の対象とならないものには、どのようなものがありますか。

学生：ウ 例えば、両議院の自律権に属する行為は違憲審査の対象となるものの、国の統治の基本に関する高度に政治性のある国家行為は違憲審査の対象とはなりません。

教授： 「条約」は違憲審査の対象とならないとする見解がありますが、この見解に対しては、どのような批判がありますか。

学生：エ 憲法に反する内容の条約が締結された場合には、当該条約によって実質的に憲法が改正されることとなるため、硬性憲法の建前に反するという批判があります。

教授： では、憲法違反となるかどうか争われている法令の規定について、複数の解釈が成り立ち、ある解釈を採ると違憲となるが、別の解釈を採れば合憲となるというような場合に、裁判所は、どのような判断の手法を執ることになりますか。

学生：オ 法律の規定の解釈が複数成り立つことは、法規としての明確性を欠くことになるため、このような場合には、裁判所は、争われた法令の規定そのものを常に違憲と判断することになります。

1 アエ      2 アオ      3 イウ      4 イエ      5 ウオ

以下の試験問題については、国際物品売買契約に関する国際連合条約（ウィーン売買条約）の適用は考慮しないものとして、解答してください。

第4問 後見、保佐又は補助に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 成年被後見人が日用品の購入をした場合には、成年後見人は、これを取り消すことができるが、被保佐人が保佐人の同意を得ないで日用品の購入をした場合には、保佐人は、これを取り消すことができない。

イ 成年後見人は、成年被後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について成年被後見人を代表するが、保佐人は、保佐開始の審判とは別に、保佐人に代理権を付与する旨の審判があった場合に限り、特定の法律行為についての代理権を有する。

ウ 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者の四親等の親族は、その者について後見開始の審判の請求をすることができるが、当該能力が不十分である者の四親等の親族は、その者について補助開始の審判の請求をすることができない。

エ 被保佐人が贈与をする場合には、保佐人の同意を得なければならないが、被補助人が贈与をする場合には、贈与をすることについて補助人の同意を得なければならない旨の審判がなければ、補助人の同意を得ることを要しない。

オ 配偶者の請求により保佐開始の審判をする場合には、本人の同意は必要ないが、配偶者の請求により補助開始の審判をする場合には、本人の同意がなければならない。

- 1 アイ      2 アウ      3 イエ      4 ウオ      5 エオ

第5問 無効又は取消しに関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 当事者が無効な行為を追認したときは、当該追認は、当該行為の時に遡ってその効力を生ずる。

イ 他人の子を自己の嫡出子として出生の届出をしても、その届出は、嫡出子の出生の届出としては無効であるが、その届出が当該他人の子を自己の養子とする意図でされたものであるときは、その届出をもって養子縁組の届出があったものとされる。

ウ 主たる債務者が行為能力の制限によってその債務を生じさせた行為を取り消すことができる場合であっても、当該債務の保証人が当該行為を取り消すことはできない。

エ 制限行為能力者が行為能力の制限によって取り消すことができる行為によって生じた債務を行為能力者となった後に承認した場合であっても、当該行為が取り消すことができるものであることを当該制限行為能力者が知らないときは、当該行為を追認したものとはならない。

オ 取り消すことができる行為について追認をすることができる取消権者が当該行為から生じた債務の債務者として履行をした場合には、法定追認の効力が生ずるが、当該行為について当該取消権者が債権者として履行を受けた場合には、法定追認の効力は生じない。

- 1 アイ      2 アオ      3 イウ      4 ウエ      5 エオ

第6問 次の【事例】における本件貸金債権が時効によって消滅したかどうかに関する次のアからオまでの記述のうち、時効によって消滅したとするCの見解の根拠となるものとして適切でないものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

【事例】

Aは、平成11年7月1日、Bに対する500万円の貸金債権（以下「本件貸金債権」という。）を被保全債権とし、B所有の不動産（以下「本件不動産」という。）に対する仮差押命令を得て、同月5日、仮差押えの登記をした。

Aは、平成13年3月、Bに対し、本件貸金債権の支払を求める訴えを提起し、同年6月1日、Aの請求を認容する判決が確定したものの、本件不動産に抵当権が設定されていたため、強制競売の申立てをしなかった。

Bが平成24年1月に死亡した後、その唯一の相続人Cは、Aに対し、本件貸金債権は平成23年6月1日の経過により時効によって消滅したとして債務不存在確認の訴えを提起し、Aは、仮差押えによる時効中断の効力が継続しているとして争った。

なお、本件不動産には、Aの仮差押えの登記が存しており、仮差押命令の取消し、申請の取下げ等によって仮差押命令の執行保全の効力が消滅した事実はない。

ア 不動産に対する仮差押えの執行手続は、仮差押命令に基づき仮差押えの登記がされ、当該仮差押命令が債務者に送達された時に終了すると解するのが相当である。

イ 仮差押命令は、被保全権利及び保全の必要性を疎明するだけで発せられ、執行されるものであり、権利の存在に関する公の証拠となるものではない。

ウ 債務者は、本案の訴えの不提起又は事情の変更による仮差押命令の取消しを求めることができる。

エ 仮差押えの後、被保全債権について仮差押債権者が提起した本案の勝訴判決が確定した場合には、仮差押えによる時効中断の効力は、確定判決の時効中断の効力に吸収されると解するのが相当である。

オ 民法は、仮差押えと裁判上の請求とを別個の時効の中断事由として規定している。

- 1 アイ      2 アエ      3 イオ      4 ウエ      5 ウオ

第7問 甲土地を所有するAが死亡し、その子であるB及びCのために相続の開始があった場合に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものは、幾つあるか。

ア 甲土地についての相続を原因とする所有権の移転の登記がされないままであったところ、Bが相続の放棄をしたが、Bの債権者であるDは、代位による

甲土地についての相続を原因とする所有権の移転の登記をし、甲土地のBの持分を差し押さえた。この場合において、Cは、甲土地のB名義の持分について登記をしていなくても、Dに対し、甲土地を単独で所有している旨を主張することができる。

イ Aは、生前に、甲土地をBに贈与し、その旨の所有権の移転の登記をしないまま、甲土地をCに遺贈した。この場合において、Cは、甲土地について遺贈を原因とする所有権の移転の登記をしたとしても、Bに対し、甲土地を所有している旨を主張することができない。

ウ Bが甲土地を単独で所有する旨の遺産分割協議が成立したが、Cは、Bに無断で、自己が甲土地を単独で所有する旨の所有権の移転の登記をした上で、甲土地をDに譲渡し、その旨の所有権の移転の登記をした。この場合において、Bは、Dに対し、甲土地を単独で所有している旨を主張することができる。

エ Aは、生前に、甲土地をDに譲渡したが、その旨の所有権の移転の登記をしないまま、死亡した。B及びCは、甲土地について相続を原因とする所有権の移転の登記をした後、Cは、甲土地の自己名義の持分をEに譲渡した。この場合において、Eは、Cの持分についての移転の登記をしなければ、Dに対し、その持分を主張することができない。

オ Aは、甲土地について、Bの持分を4分の3、Cの持分を4分の1として相続させる旨の遺言をしたが、Cが、甲土地について、自己の持分を2分の1とする相続を原因とする所有権の移転の登記をしたところ、Cの債権者であるDが当該登記に係るCの持分を差し押さえた。この場合において、Dは、Bに対し、甲土地の2分の1の持分を差し押さえた旨を主張することができる。

1 1個      2 2個      3 3個      4 4個      5 5個

第8問 A所有のデジタルカメラ甲の取引に関する次の1から5までの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものは、どれか。

1 Aから甲を賃借していたCが死亡し、その相続人Bは、その相続によって甲の占有を取得した。この場合において、Bは、Cが甲に関し無権利者であったことについて善意無過失であるときは、甲を即時取得する。

2 Aは、甲をDに売却し、その現実の引渡しをした後、自己が未成年者であることを理由として当該売買契約を取り消したが、その後、Dは、甲をBに売

却し、その現実の引渡しをした。この場合において、Bは、Dが甲に関し無権利者であることについて善意無過失であったとしても、甲を即時取得しない。

3 Aから甲の寄託を受けていたEは、甲をBに売却したが、その際、Bは、Eが甲に関し無権利者であることについて善意無過失であった。この場合において、Bは、その後にEから甲の現実の引渡しを受けた際、Eが甲に関し無権利者であることについて悪意となっていたときは、甲を即時取得しない。

4 Aから甲を賃借していたFは、甲をBに売却し、その現実の引渡しをした。この場合において、Bは、Aに対して甲の即時取得を主張するためには、Fが甲に関し無権利者であることについて自己が善意無過失であったことを証明しなければならない。

5 Gは、Aの代理権を有しないにもかかわらず、Aを代理して、甲をBに売却し、その現実の引渡しをした。この場合において、Bは、Gが無権代理人であることについて善意無過失であるときは、甲を即時取得する。

第9問 共有に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものは、幾つあるか。

ア 共有物の分割について共有者間に協議が成立した場合には、その分割は、共有関係の成立の時に遡ってその効力を生ずる。

イ 共有関係は、当事者の合意によって生ずるほか、法律の規定によっても生ずる。

ウ 要役地が数人の共有に属する場合において、当該要役地のために地役権の設定の登記手続を求める訴えを提起するときは、共有者全員が原告とならなければならない。

エ 遺産である賃貸不動産から生じた相続開始から遺産分割協議の成立までの間の賃料債権は、遺産分割によって当該賃貸不動産を取得した者に帰属する。

オ 不動産の共有者間で持分の譲渡がされたものの、その譲渡について登記がされていない場合における当該不動産の共有物分割訴訟において、裁判所は、当該持分が譲受人である共有者に帰属するものとして、共有物分割を命ずることができる。

1 1個      2 2個      3 3個      4 4個      5 5個

第10問 AがB所有の甲土地の利用権として地上権又は賃借権を有する場合に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らしAの有する利用権が地上権である場合にのみ正しいこととなるものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、当該利用権は、建物の所有を目的としないものとする。

ア Bの承諾を得ずにAから当該利用権を譲り受け、甲土地を使用しているCがいるときは、Bは、Cに対し、甲土地の明渡しを請求することができる。

イ Aは、当該利用権を目的とする抵当権を設定することができる。

ウ Bは、Aに対し、甲土地の使用及び収益に必要な修繕をする義務を負う。

エ 当該利用権の設定行為において存続期間を定めなかったときは、Bは、裁判所に対し、その存続期間を定めるよう請求することができる。

オ 当該利用権は、時効により取得することができる。

1 アウ      2 アエ      3 イエ      4 イオ      5 ウオ

第11問 民法上の留置権に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 留置権者が留置物の一部をその過失により壊したとしても、債務者は、債務の全額を弁済しない限り、留置権の消滅を請求することはできない。

イ 留置権者が留置物の占有を継続していても、それにより被担保債権の消滅時効の進行が妨げられることはない。

ウ 留置権者は、債務者の承諾を得て留置物を第三者に賃貸することができ、賃貸によって得られた賃料を他の債権者に先立って被担保債権の弁済に充当することができる。

エ 留置権者は、留置物について、留置権による競売の申立てをすることができる。

オ 建物所有目的の土地の賃借人が賃貸人に対して建物買取請求権を行使した場合において、賃借人は、建物の買取代金の支払を受けるまでは、建物について留置権を主張して建物の敷地を占有することができ、敷地の賃料相当額の支払義務も負わない。

1 アウ      2 アオ      3 イウ      4 イエ      5 エオ

第12問 物上代位に関する次の1から5までの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものは、どれか。

- 1 動産売買の先取特権者Aは、物上代位の目的となる債権につき一般債権者Bが差押命令を取得したにとどまる場合には、当該債権を差し押さえて物上代位権を行使することを妨げられない。
- 2 Aが自己所有の不動産にCのために抵当権を設定し、その旨の登記をした後に、当該不動産をBに賃貸した場合において、Bは、抵当権者Cが物上代位権を行使して賃料債権の差押えをする前は、抵当権の設定の登記の後にAに対して取得した債権と賃料債権との相殺をもって、Cに対抗することができる。
- 3 買戻特約付売買の買主Aから目的不動産につき抵当権の設定を受けたBは、売主Cの買戻権の行使によってAが取得した買戻代金債権について、物上代位権を行使することができる。
- 4 構成部分の変動する集合動産を目的物として集合物譲渡担保権が設定された後、その目的物が滅失し、譲渡担保権設定者Aがその損害を填補するための保険金請求権を取得した場合において、Aが譲渡担保の目的物を用いた通常の営業を廃止しているときは、譲渡担保権者Bは、当該保険金請求権について物上代位権を行使することができる。
- 5 抵当権の設定の登記がされた後、抵当権設定者Aが抵当不動産の買収に伴う補償金債権を取得した場合において、当該補償金債権をAの一般債権者Bが差し押さえて転付命令を得て、その転付命令が第三債務者に送達された後であっても、当該抵当権の抵当権者Cは、当該補償金債権を差し押さえて物上代位権を行使することができる。

第13問 抵当不動産の第三取得者に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 抵当不動産の停止条件付第三取得者は、その停止条件の成否が未定である間は、抵当権消滅請求をすることができない。
- イ 抵当不動産の第三取得者は、抵当権消滅請求をするときは、抵当権の実行としての競売による差押えの効力が発生する前に、その請求をしなければならない。

ウ 抵当不動産の第三取得者から抵当権消滅請求を受けた抵当権者は、抵当権消滅請求を受けた後に申し立てた抵当権の実行としての競売の申立てを取り下げるときは、登記をしている他の抵当権者、先取特権者及び質権者の同意を得なければならない。

エ 抵当不動産の第三取得者は、抵当権の実行としての競売において、買受人となることができない。

オ 抵当不動産の第三取得者は、抵当不動産について必要費を支出した後に抵当不動産が競売された場合において、競売代金が抵当権者に交付されたため、当該競売代金から必要費の償還を受けられなかったときは、抵当権者に対し、必要費相当額の不当利得返還請求権を有する。

- 1 アイ      2 アエ      3 イオ      4 ウエ      5 ウオ

第14問 法定地上権に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア A所有の甲土地にAの子であるB所有の乙建物がある場合において、BがCのために乙建物に抵当権を設定した後、Aが死亡してBが単独で甲土地を相続し、その後、抵当権が実行され、Dが競落したときは、乙建物について法定地上権が成立する。

イ A所有の甲土地にB所有の乙建物があった場合において、AがCのために甲土地に第1順位の抵当権を設定した後、Aが乙建物の所有権を取得し、その後、AがDのために甲土地に第2順位の抵当権を設定したものの、Cの抵当権がその設定契約の解除により消滅したときは、Dの抵当権が実行され、Eが競落したとしても、乙建物について法定地上権は成立しない。

ウ A及びB共有の甲土地にA所有の乙建物がある場合において、AがCのために甲土地の持分に抵当権を設定したときは、抵当権が実行され、Dが競落したとしても、乙建物について法定地上権は成立しない。

エ A所有の甲土地にBのために抵当権が設定された当時、甲土地に乙建物の建築が着手されていたものの、いまだ完成していなかった場合において、Bが更地としての評価に基づき当該抵当権を設定したことが明らかであるときは、たとえBが乙建物の建築を承認していたとしても、抵当権の実行により、乙建物について法定地上権は成立しない。

オ Aが、その所有する更地である甲土地にBのために抵当権を設定してその旨の登記をした後、甲土地上に乙建物を建築し、乙建物にCのために抵当権を設定した場合において、Cの抵当権が実行され、次いで、Bの抵当権が実行されたときは、乙建物について法定地上権が成立し、乙建物の買受人は、これをもって甲土地の買受人に対抗することができる。

- 1 アイ      2 アオ      3 イエ      4 ウエ      5 ウオ

第15問 次の対話は、根抵当権の当事者の変更に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

教授： 元本の確定前に、根抵当権者から被担保債権の範囲に含まれる債権を譲り受けた者は、その債権について当然に根抵当権を行使することはできませんが、その債権について根抵当権者の有する根抵当権を行使するため、根抵当権者から当該根抵当権の一部譲渡を受けた上で、その被担保債権の範囲を変更するという方法が考えられます。この根抵当権の一部譲渡をするときに、根抵当権設定者の承諾は、必要となりますか。

学生：ア 根抵当権の一部譲渡がされたとしても、根抵当権設定者に不利益は生じませんので、根抵当権設定者の承諾は、不要です。

教授： では、元本の確定前に、根抵当権の被担保債権の範囲に含まれる債権について債権者の交替による更改がされた場合には、新たな債権者は、更改によって生じた債権について根抵当権を行使することができますか。

学生：イ 債権者の交替による更改がされた場合には、更改の当事者の合意によって、更改前の債務の担保として設定されていた根抵当権を更改後の債務に移すことができ、これによって根抵当権を行使することができます。ただし、第三者が根抵当権を設定していた場合には、その承諾を得なければなりません。

教授： 次に、根抵当権の被担保債権の範囲に含まれる債権に係る保証人が元本確定前に保証債務を履行した場合について検討しましょう。この場合に、保証人は、法定代位によって、その債権について根抵当権を行使することができるでしょうか。

学生：ウ この場合には、保証人は、元本の確定前に債務者に代わって弁済をした者に当たりますから、その債権について根抵当権を行使することはできません。

教授： 続いて、元本の確定前に、根抵当権者が死亡し、相続が開始した場合について検討しましょう。この場合に、根抵当権は、どの範囲の債務を担保することになりますか。

学生：エ 根抵当権は、相続開始の時に存する債権のほか、相続人と根抵当権設定者との合意により定めた相続人が相続開始の後に取得する債権を担保することになります。もっとも、この合意について相続の開始後6か月以内に登記をしないときは、担保すべき元本は、相続開始の時に確定したものとみなされます。

教授： 最後に、元本確定後の当事者の変更について検討しましょう。同一の根抵当権によって甲債権と乙債権とが担保されており、当該根抵当権の元本が確定した後、乙債権のみを保証していた保証人が乙債権の全額を弁済したとします。この場合において、根抵当権が行使されたとき、保証人の受け取ることができる売却代金の配当の額は、どのようになるのでしょうか。

学生：オ 保証人は、被担保債権の一部を弁済したにすぎないので、一部弁済による代位の場合と同様に、債権者である根抵当権者が保証人に優先して根抵当権の実行による売却代金の配当を受領した上で、保証人が残額を受領することになると考えられます。

1 アイ      2 アオ      3 イエ      4 ウエ      5 ウオ

第16問 債権者Aに対してB、C及びDの3名が30万円を支払うことを内容とする連帯債務を負い、その負担部分がそれぞれ等しいという事例に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア AがBに対して債務の免除をしたときは、Aは、Cに対し、20万円の限度で連帯債務の履行を請求することができる。

イ Aが死亡し、その唯一の相続人であるBがAを相続したときであっても、Bは、Aの相続人として、Cに対して30万円全額について連帯債務の履行を請求することができる。

ウ AとBとの間で、Bの債務の内容をBが所有する自転車（10万円相当）をAに給付するという債務に変更する旨の更改があったときは、Aは、Cに対し、20万円の限度で連帯債務の履行を請求することができる。

エ BがAに対して20万円の反対債権を有しているときは、Cは、Aに対し、10万円の限度で、BがAに対して有する当該反対債権を自働債権とする相殺を援用することができる。

オ Bのために消滅時効が完成したときであっても、Aは、Cに対し、30万円全額について連帯債務の履行を請求することができる。

- 1 アエ      2 アオ      3 イウ      4 イエ      5 ウオ

第17問 第三者の弁済に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 債権者と債務者との契約において第三者の弁済を許さない旨の特約をしていた場合には、利害関係を有する第三者であっても、弁済をすることはできない。

イ 利害関係を有しない第三者が債務者の意思に反してした弁済は、債権者がそのことを知らずに受領した場合であっても、その効力を有しない。

ウ 利害関係を有しない第三者の弁済が債務者の意思に反しない場合には、債権者は、その弁済の受領を拒むことができない。

エ 借地上の建物の賃借人は、その敷地の賃料について債務者である土地の賃借人の意思に反して弁済をすることはできない。

オ 弁済をするについて正当な利益を有する第三者であっても、弁済によって当然には債権者に代位しない。

- 1 アイ      2 アウ      3 イオ      4 ウエ      5 エオ

第18問 建物の賃借人による賃貸人の負担に属する必要費又は有益費の償還請求に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 賃借人が支出した必要費の償還は、賃貸人が目的物の返還を受けた時から1年以内に請求しなければならないが、この1年の期間とは別に、賃借人が必要費を支出した時から消滅時効が進行する。

イ 賃借人が適法に賃借物を転貸した場合において、必要費を支出した転借人は、転貸人のほか、賃貸人に対しても、直接にその償還請求権を行使することができる。

ウ 賃借人は、必要費を支出した場合であっても、賃借物を留置することはできない。

エ 賃借人が、自己の必要費償還請求権と賃貸人の賃料債権との相殺によって、賃料不払を理由とする契約解除を妨げるためには、解除の意思表示がされる前に相殺の意思表示をしなければならない。

オ 賃借人が有益費を支出した建物の増築部分が、賃貸借の終了後、賃借物の返還前に、賃貸人又は賃借人のいずれの責めにも帰すべきでない事由によって滅失した場合であっても、その滅失が有益費償還請求権の行使の後に生じたものであるときは、有益費償還請求権は、消滅しない。

- 1 アエ      2 アオ      3 イウ      4 イオ      5 ウエ

第19問 契約の終了又は物の返還時期に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 使用貸借契約においては、返還の時期並びに使用及び収益の目的を定めなかったときは、貸主は、いつでも、返還を請求することができる。

イ 賃貸借契約においては、賃貸借の期間が定められている場合であっても、賃貸人は、やむを得ない事由があれば、その期間の満了前に解約の申入れをすることができる。

ウ 請負契約においては、請負人が仕事を完成しない間は、注文者は、いつでも、請負人に生じた損害を賠償して、契約を解除することができる。

エ 委任契約においては、委任が受任者の利益のためにも締結された場合であっても、委任者は、いつでも、受任者に生じた損害を賠償して、契約を解除することができる。

オ 寄託契約においては、寄託物の返還の時期が定められている場合であっても、受寄者は、やむを得ない事由があれば、その期限前に寄託物を返還することができる。

- 1 アウ      2 アオ      3 イウ      4 イエ      5 エオ

第20問 婚姻又は協議離婚の無効又は取消しに関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 再婚禁止期間内にした婚姻であっても、女性が当該婚姻後に懐胎したときは、当該婚姻の取消しを請求することができない。

イ 夫婦の一方が他方に無断で協議離婚の届出をした場合には、その後に当該夫婦の他方から当該協議離婚の届出につき追認の意思表示がされたときであっても、当該協議離婚が有効になることはない。

ウ 協議離婚が成立した後、協議離婚をした者の一方が第三者と婚姻し、その後当該協議離婚が取り消された場合であっても、重婚であることを理由として後の婚姻の取消しを請求することはできない。

エ 婚姻の届出自体について当事者間に意思の合致があつたとしても、単に子に嫡出子としての地位を得させるための便法として仮託されたものにすぎないものであって、当事者間に真に夫婦関係の設定を欲する効果意思がない場合には、当該婚姻は、その効力を生じない。

オ 夫婦が事実上の婚姻関係を継続しつつ、生活扶助を受けるための方便として協議離婚の届出をした場合には、その届出が真に法律上の婚姻関係を解消する意思の合致に基づいてされたものであつても、当該協議離婚は、その効力を生じない。

- 1 アウ      2 アエ      3 イエ      4 イオ      5 ウオ

第21問 認知に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 嫡出の推定に関する民法の規定により夫と子との間の父子関係が推定される場合であっても、当該夫以外の男性と当該子との間に血縁上の親子関係があるときは、当該男性は、当該子を認知することができる。

イ 未成年者である父が子を認知するには、当該父の法定代理人の同意を要しない。

ウ 父が成年の子を認知するには、当該子の承諾がなければならない。

エ 父が胎内に在る子を認知する場合には、母の承諾を得ることを要しない。

オ 母が親権者となっている子について、当該母と婚姻関係にない父が認知をしても、当該認知によって当該父が親権者となることはないが、父母の協議で、親権者を母から父に変更することができる。

- 1 アウ      2 アエ      3 イエ      4 イオ      5 ウオ

第22問 Aには、妻B、Bとの間の子C及びD、母E並びに弟Fがおり、Aが900万円の財産を残して死亡したという事例において、Aを被相続人とする相続について、Bがその相続を承認した場合におけるBの相続分に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、各記述における相続の放棄は、いずれも、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内にされたものとする。

ア C及びDが相続の放棄の申述をしたが、Cが当該申述をする前に自己のために相続が開始されたことを知りながら相続財産の一部を自己の債務の弁済に充てていた場合には、Bの相続分は、450万円となる。

イ C及びDが相続の放棄をしたものの、Cが自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内にこれを撤回する旨の意思表示をした場合には、Bの相続分は、450万円となる。

ウ C及びDが相続の放棄をし、Eが相続の承認をした後に死亡した場合において、FがEを被相続人とする相続の放棄をしたときは、Bの相続分は、900万円となる。

エ E及びFに各300万円を遺贈する旨の遺言がある場合において、Aの死亡以前にFが死亡していたときは、Bの相続分は、300万円となる。

オ Fに対して100万円を遺贈する旨の遺言がある場合において、C、D及びEが相続の放棄をしたときは、Bの相続分は、600万円となる。

1 アウ      2 アエ      3 イウ      4 イオ      5 エオ

第23問 Aを被相続人とする相続に係る遺留分減殺請求に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、AとC、D、E、F又はGの間には、親族関係はないものとする。

ア Aが相続開始の2年前にその子Bに対して生計の資本として金銭を贈与した場合には、遺留分権利者とBとの間に生ずる不公平が到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情がない限り、当該贈与は、遺留分減殺の対象とならない。

イ Aが相続開始の2年前にCに対して土地を贈与した場合において、当該贈与の当時、遺留分権利者に損害を加えることをAは知っていたものの、Cはこれを知らなかったときは、当該贈与は、遺留分減殺の対象とならない。

ウ Aが相続開始の6か月前にDに対して甲土地を贈与するとともに、Eに対して乙土地を遺贈した場合には、当該贈与は、当該遺贈を減殺した後でなければ、減殺することができない。

エ AのFに対する土地の贈与が減殺され、Fが当該土地を返還すべき場合には、Fは、当該土地のほか、当該贈与に基づき当該土地の引渡しを受けた日以後の果実を返還しなければならない。

オ AがGに対して土地を遺贈し、その履行がされた後に当該遺贈が減殺された場合において、Gが価額の弁償により当該土地の返還を免れる効果を生ずるためには、価額の弁償を現実に履行するか、又はその弁償の提供をしなければならず、価額の弁償をすべき旨の意思表示をただけでは足りない。

1 アウ      2 アエ      3 イウ      4 イオ      5 エオ

第24問 【 】内の犯罪の成否を検討するに当たっての因果関係の存否に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Aは、乗用車のトランク内にBを入れて監禁し、信号待ちのため路上で停車していたところ、後方から脇見をしながら運転してきたトラックに追突され、Bが死亡した。この場合において、Aの監禁行為とBの死亡の結果との間には、因果関係がある。【監禁致死罪】

イ Aは、Bの腹部をナイフで突き刺し、重傷を負わせたところ、Bは、医師の治療により一命を取り留めたものの、長期入院をしていた間に恋人に振られたため、前途を悲観して自殺した。この場合において、Aがナイフで刺した行為とBの死亡の結果との間には、因果関係がある。【殺人罪】

ウ 柔道整復師Aは、医師免許はないものの、客の健康相談に応じて治療方法の指導を行っていたが、風邪の症状を訴えていたBに対し、水分や食事を控えて汗をかけなどと誤った治療方法を繰り返し指示したところ、これに忠実に従ったBは、病状を悪化させて死亡した。この場合において、Aの指示とBの死亡の結果との間には、因果関係がない。【業務上過失致死罪】

エ Aは、Bの頭部等を多数回殴打するなどの暴行を加えて脳出血等の傷害を負わせた上で、路上に放置したところ、その傷害によりBが死亡したが、Bの死亡前、たまたま通り掛かったCが路上に放置されていたBの頭部を軽く蹴ったことから、Bの死期が早められた。この場合において、Aの暴行とBの死亡の結果との間には、因果関係がない。【傷害致死罪】

オ Aは、多数の仲間らと共に、長時間にわたり、激しく、かつ、執ようにBに暴行を加え、隙を見て逃げ出したBを追い掛けて捕まえようとしたところ、極度に畏怖していたBは、交通量の多い幹線道路を横切って逃げようとして、走ってきた自動車に衝突して死亡した。この場合において、Aの暴行とBの死亡の結果との間には、因果関係がある。【傷害致死罪】

1 アウ      2 アオ      3 イウ      4 イエ      5 エオ

第25問 正当防衛の成否に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Aは、Bと口論になり、鉄パイプで腕を殴られたため、Bから鉄パイプを奪った上、逃げようとしたBを追い掛けて、その鉄パイプで後ろからBの頭部を殴り付け、全治1週間程度のけがを負わせた。この場合において、AがBを殴った行為について、正当防衛が成立する。

イ Aは、散歩中、塀越しにB方の庭をのぞいたところ、前日に自宅から盗まれたA所有の自転車が置かれていたのを発見したため、直ちにB方の門扉の鍵を壊して立ち入り、自転車を自宅に持ち帰った。この場合において、AがB方の門扉の鍵を壊して立ち入り、自転車を持ち出した行為について、正当防衛が成立する。

ウ 女性であるAは、人通りの少ない夜道を帰宅中、見知らぬ男性Bに絡まれ、腕を強い力でつかまれて暗い脇道に連れ込まれそうになったため、Bの手を振りほどきながら、両手でBの胸部を強く突いたところ、Bは、よろけて転倒し、縁石に頭を打って、全治1週間程度のけがを負った。この場合において、AがBを突いた行為について、正当防衛が成立する。

エ 暴走族のメンバーであるAは、当該暴走族の集会に際して対立関係にある暴走族のメンバーであるBらが襲撃してくるのではないかと予想し、返り討ちにしてやろうと考えて角材を用意して待ち構えていたところ、Bがバットを手にして向かってきたため、用意していた角材で殴り掛かり、Bに全治1週間程

度のけがを負わせた。この場合において、AがBを角材で殴った行為について、正当防衛が成立する。

オ Aは、歩行中にすれ違ったBと軽く肩がぶつかったものの、謝ることなく、立ち去ろうとしたところ、激昂したBがいきなりサバイバル・ナイフを取り出して切り掛かろうとしてきたため、手近にあった立て看板を振り回して対抗し、立て看板が当たったBに全治1週間程度のけがを負わせた。この場合において、AがBに立て看板を当てた行為について、正当防衛が成立する。

- 1 アイ      2 アエ      3 イウ      4 ウオ      5 エオ

第26問 文書偽造の罪に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものは、幾つあるか。

ア Aは、司法書士ではないのに、同姓同名の司法書士が実在することを利用して、Bから司法書士の業務を受任した上、当該業務に関連してBに交付するため、「司法書士A」の名義で報酬金請求書を作成した。この場合には、Aに私文書偽造罪は成立しない。

イ Aは、自己所有の土地が登記記録上B名義で登記されていたため、たまたまBから預かっていた印鑑を使用して自己への売渡証書を作成し、Bから所有権の移転を受けたとして、その旨の登記を申請し、当該土地に係る登記記録にその旨を記録させた。この場合には、Aに電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪は成立しない。

ウ Aは、Bが高齢であることに乗じて、B所有の土地を第三者に売却することを企て、Bに対し、税務署に提出するための確認書であるなどと嘘をついて信じ込ませ、B所有の土地に係る売買契約書をその売主欄に署名押印させて作成させ、これをAに交付させた。この場合には、Aに私文書偽造罪が成立する。

エ 公立高校の教師であるAは、落第した生徒に依頼され、その両親に見せるため、当該公立高校の校長名義の卒業証書を偽造し、これを当該生徒の卒業証書であるとして、その両親に見せた。この場合には、Aに公文書偽造罪が成立するが、同行使罪は成立しない。

オ Aは、Bに対し、Cの代理人であると詐称し、C所有の土地をBに売り渡す旨の売買契約書に「C代理人A」として署名押印し、完成した文書をBに交付した。この場合には、Aに私文書偽造・同行使罪が成立する。

- 1 1個      2 2個      3 3個      4 4個      5 5個

第27問から第34問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令と異なる別段の定めがないものとして、解答してください。

第27問 株式会社（種類株式発行会社を除く。）の設立に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 定款には、会社の本店の所在地として、日本国外の地を記載し、又は記録することはできない。

イ 定款に、現物出資をする者の氏名又は名称、現物出資の目的財産及びその価額並びにその者に対して割り当てる設立時発行株式の数に関する定めがない場合には、発起人は、その議決権の過半数をもって、これらの事項を決定することができる。

ウ 発起設立の場合には、発起人は、会社の成立の時までの間、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、その選任した設立時監査役を解任することができる。

エ 募集設立の場合において、設立時募集株式の引受人のうち払込期日に払込金額の全額の払込みをしていない者があるときは、発起人は、当該引受人に対し、別に定めた期日までに当該払込みをしなければならない旨を通知しなければならないが、その通知を受けた当該引受人は、その期日までに当該払込みをしないときは、当該払込みをすることにより設立時募集株式の株主となる権利を失う。

オ 発起人が会社の設立についてその任務を怠ったことにより会社に対して負う損害賠償責任は、当該発起人が職務を行うにつき善意で、かつ、重大な過失がない場合でも、株主総会の特別決議によって免除することはできない。

1 アウ      2 アオ      3 イウ      4 イエ      5 エオ

第28問 会社法上の公開会社における募集株式の発行に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 会社は、取締役会の決議によって募集事項を定めた場合（株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合を除く。）には、募集事項において定められた

払込期日の2週間前までに、当該募集事項を公告し、かつ、株主に対し、各別にこれを通知しなければならない。

イ 株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合であっても、その払込金額が当該株式の時価よりも相当程度低い金額であるときは、取締役は、株主総会において、当該払込金額でその者の募集をすることを必要とする理由を説明しなければならない。

ウ 会社が譲渡制限株式会社である募集株式の引受けの申込みをした者の中から当該募集株式の割当てを受ける者を定める場合には、その決定は、取締役会の決議によらなければならない。

エ 募集株式の引受人の給付した現物出資財産の価額がこれについて募集事項として定められた価額に著しく不足する場合には、当該定められた価額の決定に関する取締役会に議案を提案した取締役は、裁判所の選任した検査役の調査を経たときであっても、会社に対し、その不足額を支払う義務を負う。

オ 募集株式の引受人は、出資の履行をした募集株式の株主となった日から1年を経過した後は、その株式について権利を行使していない場合であっても、錯誤を理由として募集株式の引受けの無効を主張することができない。

1 アウ      2 アエ      3 イエ      4 イオ      5 ウオ

第29問 自己の株式と親会社株式（親会社である株式会社の株式をいう。以下同じ。）との比較に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 株式会社は、他の会社から、発行済株式の総数の20分の1を超える数の自己の株式について質権の設定を受けることができないが、親会社株式について質権の設定を受けることはできる。

イ 株式会社は、自己株式について剰余金の配当をすることができないが、その有する親会社株式について剰余金の配当を受けることはできる。

ウ 株式会社は、吸収分割により、他の会社から、自己の株式を承継することができるが、親会社株式を承継することはできない。

エ 株式会社は、相当の時期に自己株式を処分することを要しないが、相当の時期にその有する親会社株式を処分しなければならない。

オ 株券発行会社が自己株式の処分により株式を譲渡する場合には、当該自己株式に係る株券を交付しなくても、その効力が生ずるが、株券発行会社である

親会社に係る親会社株式の処分により株式を譲渡する場合には、当該親会社株式に係る株券を交付しなければ、その効力は生じない。

- 1 アウ      2 アオ      3 イエ      4 イオ      5 ウエ

第30問 会社法上の公開会社でない取締役会設置会社における株主総会の招集に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 会社法所定の要件を満たす株主が取締役に対して株主総会の招集を請求した場合において、その請求があった日から8週間以内の日を株主総会の日とする株主総会の招集の通知が発せられないときは、当該株主は、裁判所の許可を得て、株主総会を招集することができる。

イ 定款で定めることにより、取締役が株主総会の日前までに株主に対して株主総会の招集の通知を発しななければならないこととすることができる。

ウ 株主総会の招集の通知は、口頭ですることができる。

エ 取締役は、株主総会に出席しない株主が書面によって議決権を行使することができる旨を定めた場合においては、株主総会の招集の通知（電磁的方法による通知を除く。）に際して、株主に対し、株主総会参考書類及び議決権行使書面を交付しなければならない。

オ 裁判所は、株主総会に係る招集の方法及び決議の方法を調査するために選任した検査役の報告があった場合において、必要があると認めるときは、取締役に対し、一定の期間内に株主総会を招集すること又は当該調査の結果を株主に通知することの全部又は一部を命じなければならない。

- 1 アウ      2 アオ      3 イウ      4 イエ      5 エオ

第31問 取締役会設置会社（委員会設置会社を除く。）である甲株式会社（以下「甲社」という。）の取締役Aが法令に違反する行為（以下「本件行為」という。）をし、これによって、著しい損害が生ずるおそれが甲社に発生した場合に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 甲社が会社法上の公開会社である場合には、同法所定の要件を満たす株主は、Aに対し、本件行為をやめることを請求することができる。

イ 会社法所定の要件を満たす株主は、Aを解任する旨の議案が株主総会において否決された場合でなくても、裁判所の許可を得て、訴えをもってAの解任を請求することができる。

ウ 甲社が監査役設置会社でない場合においては、取締役Bは、本件行為により甲社に著しい損害が生ずるおそれがあることを発見したときは、直ちに、これを株主に報告しなければならない。

エ 甲社が監査役設置会社である場合においては、監査役は、必要があると認めるときは、取締役に対して取締役会の招集を請求することなく、取締役会を招集することができる。

オ 甲社が監査役を置いている場合において、その監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがあるときは、監査役は、Aに対し、本件行為をやめることを請求することができない。

- 1 アウ      2 アエ      3 イエ      4 イオ      5 ウオ

第32問 次の二つの見解は、会社法第429条第1項の規定による役員等の第三者に対する損害賠償責任に関するものである。

第1説 会社法第429条第1項は、役員等の任務懈怠の行為と第三者の損害との間に相当の因果関係がある限り、会社がこれによって損害を受けた結果、ひいて第三者に損害を生じた場合（以下「間接損害の場合」という。）であると、直接第三者が損害を受けた場合（以下「直接損害の場合」という。）であるとを問うことなく、当該役員等が直接に第三者に対して損害賠償責任を負うことを規定したものである。

第2説 会社法第429条第1項は、直接損害の場合に役員等が第三者に対し損害賠償責任を負うことを規定したものであり、間接損害の場合に関して規定したものではない。

次のアからオまでの記述のうち、「この見解」が第2説を指すものの組合せとして最も適切なものは、後記1から5までのうち、どれか。

ア この見解は、株式会社における役員等の負うべき責任と持分会社における無限責任社員の負うべき責任との違いを強調する。

イ この見解に立ち、かつ、会社法第429条第1項に規定する第三者に株主が含まれるとする考え方に立つと、株主代表訴訟制度の意義が失われることになりかねない。

ウ この見解は、我が国の現状において、株式会社の中には資本金や純資産が少額の企業が少なくないことを強調する。

エ この見解に立つと、任務を懈怠した役員等の会社に対する損害賠償責任が総株主の同意により免除された場合に、損害を受けた第三者が役員等に対する責任を追及することが困難になりかねない。

オ この見解は、債権者が債権者代位権に基づき第三債務者に対し自己に直接債務の弁済を請求することができるかどうかに関する判例の考え方と親和的である。

(参考)

会社法

第429条 役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 (略)

1 アウ      2 アエ      3 イエ      4 イオ      5 ウオ

第33問 債権者の異議手続に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 他の会社の事業の全部の譲受けをする株式会社の債権者は、当該株式会社に対し、当該譲受けについて異議を述べることができる。

イ 株式会社が定時株主総会の決議によって資本金の額を減少する場合において、減少する資本金の額が欠損の額を超えないときは、当該株式会社の債権者は、当該株式会社に対し、当該資本金の額の減少について異議を述べるできない。

ウ 組織変更をする合名会社の債権者は、当該合名会社に対し、当該組織変更について異議を述べることができる。

エ A株式会社とその発行済株式の全部を有するB株式会社とが吸収合併をする場合には、吸収合併存続会社がB株式会社であるときでも、B株式会社の債権者は、B株式会社に対し、当該吸収合併について異議を述べることができる。

オ C株式会社が新設分割をしてD株式会社を設立する場合において、新設分割によりD株式会社に承継させる資産の帳簿価額の合計額がC株式会社の総資産額の5分の1を超えないときは、当該新設分割後にC株式会社に対して債務の履行（当該債務の保証人としてD株式会社と連帯して負担する保証債務の履

行を含む。)を請求することができないC株式会社の債権者は、C株式会社に対し、当該新設分割について異議を述べることができない。

- 1 アイ      2 アウ      3 イオ      4 ウエ      5 エオ

第34問 合名会社の社員の退社に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 合名会社の存続期間を定款で定めなかった場合には、当該合名会社の社員は、退社する6か月前までに退社の予告をすることにより、いつでも退社することができる。

イ 合名会社は、社員が後見開始の審判を受けたことによっては退社しない旨を定めることができる。

ウ 合名会社の社員が退社した場合には、当該合名会社は、当該社員の持分の払戻しに際し、その出資の種類を問わず、金銭で払い戻すことができる。

エ 合名会社を退社した社員は、その退社後に生じた当該合名会社の債務について、これを弁済する責任を負わない。

オ 合名会社はその商号中に退社した社員の氏名を用いている場合には、当該社員は、当該合名会社に対し、その氏名の使用をやめることを請求することができる。

- 1 アエ      2 アオ      3 イウ      4 イオ      5 ウエ

第35問 商行為に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 数人の者がそのうちいずれの者のためにも商行為とならない行為によって債務を負担した場合であっても、当該行為が債権者のために商行為となるときは、その債務は、当該数人の者が連帯して負担する。

イ 保証人がある場合において、主たる債務者が自己のために商行為となる行為によって主たる債務を負担したときは、当該主たる債務者及び当該保証人が各別の行為によって債務を負担したときであっても、当該保証人は、当該主たる債務者と連帯して債務の履行をする責任を負う。

ウ 商人がその営業のために商人でない者に対して金銭を貸し付けた場合には、当該商人は、利息についての定めがないときでも、弁済期において年6分の法定利率による利息を請求することができる。

エ 商人がその営業のために商人でない顧客に対して物品を販売し、当該顧客が売買代金の支払を遅滞した場合において、当事者間に遅延損害金についての定めがないときは、当該商人は、年6分の法定利率による遅延損害金を請求することができる。

オ 商人である主たる債務者がその営業のために商人でない者に保証の委託をし、これを受けて当該商人でない者が保証人となった場合において、当該保証人が当該主たる債務者に代わって弁済をしたときは、当該保証人が有する求償権は、5年間行使しないときは、時効によって消滅する。

- 1 アイ      2 アウ      3 イオ      4 ウエ      5 エオ